

議員提出議案第3号

ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成26年12月19日

藤井省三	内田隆嗣
福田俊史	浜崎晋一
広谷樹直	小谷茂久
山口享	稻田寿久
藤繩喜和	上村忠史
斎木正一	安田優子
内田博長	前田八壽彦
福間裕隆	坂野経三郎
森雅幹	興治英夫
伊藤保利	浜辺妙子
銀杏利男	濱辺義孝
澤紀男	

ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書

昨今、特定の国籍の外国人や人種、民族への差別をあおる、いわゆるヘイトスピーチが行われており、社会問題化している状況である。

最高裁判所は今月9日付けの決定で、ヘイトスピーチを行った団体の発言を人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当すると認定するとともに、同団体の示威活動等の行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えていたとして、この行為の差し止めを命じた下級審判決に対する上告を棄却し、確定させたところである。

また、8月28日に国連人種差別撤廃委員会が採択した日本政府に対する最終見解では、ヘイトスピーチを監視し対処するための措置が、抗議する権利を奪う口実として使われるべきでないと述べつつも、ヘイトスピーチ等から保護する必要のある社会的弱者の権利を擁護する重要性を指摘している。そして、ヘイトスピーチを行った個人や団体に対して、捜査を行い、必要な場合には起訴すること、また、ヘイトスピーチを広めたり、憎悪を煽動した公人や政治家に対して適切な制裁措置をとること等が勧告された。

我が国では、これまで外国人に対する差別や偏見をなくす啓発活動に取り組んできたところであるが、このような国内外の情勢を踏まえ、国においては、現行法令の見直しも含め、ヘイトスピーチを禁止する等の必要な法の整備を行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥取県議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣 様